



消防しかべ

全国統一防火標語

令和8年6月1日
第152号
発令
鹿部消防署

「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」

林野火災警報・注意報について 知っていますか？

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した大規模な火災を受け、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令によって火災予防の実効性を高める必要があるとされました。本消防組合においても南渡島消防事務組合火災予防条例を一部改正し、令和8年1月1日から林野火災注意報及び林野火災警報の運用を開始しました。

【発令対象期間（林野火災警報・注意報）：3月～6月】

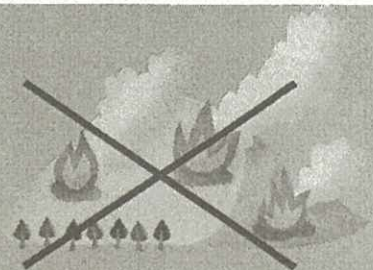
林野火災注意報発令時 火の使用制限に従う努力義務が課せられます。

林野火災警報発令時 火の使用制限に従う義務が課せられます。

警報発令時に消防吏員の命令に従わない者または火の使用制限に違反した者は30万以下の罰金または拘留の罰則が適用されることがあります。

※火の使用制限

- 山林、原野等において火入れをしないこと
- 煙火を消費しないこと
- 屋外において火遊びまたはたき火をしないこと
- 屋外において引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙しないこと
- 山林、原野等の場所において喫煙しないこと
- 残火（たばこの吸いがらを含む）、取灰または火粉を始末すること



発令時は防災行政無線にて広報を行います。

また南渡島消防事務組合HPでは発令状況をリアルタイムでご確認いただけます。

※お問い合わせ先

鹿部消防署予防課予防係

☎ 01372 - 7 - 3331